

これまでの議論のまとめ（案）

- 審査は科学的な知見に基づいた放射線起因性を基本とする。
- 認定は審査結果を参考に、個別の判定を行う。

（１）被曝線量の評価について

- ・ 初期放射線について
DS86とDS02の妥当性
- ・ 残留放射線について
誘導放射線と個人毎の移動経路
- ・ 内部被曝について
内部被曝と外部被曝のリスク

（２）放射線起因性の判断について

線量

- ・ 被曝者疫学調査結果の評価
- ・ 初期放射線と残留放射線の寄与

原因確率

- ・ 原因確率の合理性

疾病

- ・ がん、白血病、副甲状腺機能亢進症の取扱い
- ・ 白内障の取扱い
- ・ がん、白血病、副甲状腺機能亢進症、白内障以外の疾病の取扱い
- ・ 急性症状の取扱い

（３）審査の取扱いについて

原因確率

- ・ 原因確率10%未満の取扱い
急性症状の考慮
- ・ 総合判断と経験則
- ・ 審査体制について

原因確率がきわめて高い場合の取扱い

- ・ 審査の迅速化